

令和6年度 生徒指導規定

天城町立天城中学校

第1章 総則

第1条 この規程は、「主体的に学び 心豊かで たくましい生徒の育成」という天城中学校の教育目標のもと、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定める。

第2章 学校生活に関すること

第2条 登校・遅刻・欠席・早退・下校について

- (1) 登下校は徒歩とする。登校は8時00分までに正門から入るものとする。
8時05分 朝の自主活動開始（朝読書の準備，日直は日直の仕事を行う）
8時15分 朝読書開始（8時35分まで取り組む）
8時35分 朝の会開始
- (2) 下校時刻については，下記のとおりとする。（天候等によっては変更することがある。）

	部活動等 練習終了時刻	完全下校時刻
4月1日～9月・秋分の日	18時30分	18時45分
9月・秋分の日～10月・スポーツの日	18時00分	18時15分
10月・スポーツの日～11月末	17時45分	18時00分
12月1日～1月末	17時30分	17時45分
2月	17時45分	18時00分
3月	18時15分	18時30分

- (3) 欠席の場合，8時までに保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (4) 遅刻の場合は，8時までに保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また，遅刻して登校した場合は，必ず職員室に報告してから授業教室に行く。あらかじめ早退することがわかる場合，保護者が早退の理由，時間を学校に連絡する。
- (5) 登校したら，原則校外には出ない。特別な理由があるときは，担任に連絡し許可を得る。
- (6) 登下校時は，買い食い・歩き食い・寄り道をしない。
- (7) 登校が確認できていない生徒（無届欠席）の安否確認は原則2限休みまでに必ず保護者と連絡を取る。

第3条 頭髪については，学習・運動その他学校生活に支障のない髪型や長さとする。

- (1) 髪型は次のとおりとする。

【男子生徒】

- ① 前髪：眉をこえない程度の長さ。 ※ 眉をこえ始めると散髪する。
② 横髪：耳にかからない程度の長さ。 ※ 自然に伸ばし，耳にかかり始めると散髪する。
③ 後髪：襟にかからない程度の長さ。 ※ 自然に伸ばし，襟にかかり始めると散髪する。

【女子生徒】

- ① 前髪：目にかからない程度の長さ。
※ 目にかかり始めたら散髪する。
※ 顔にかかる髪は，その髪を耳にかけるか，ヘアピンでとめること。もしくは散髪する。
② 後髪：肩までとし，それ以上伸びたら，必ずゴムで結ぶ。
③ 結ぶゴム，ヘアピン等は黒色または紺色とし，アクセサリーはつけない。安全性の観点からパッチン留めは認めない。

- (2) 不自然な髪型や特殊な髪型（パーマ・カール・脱色・髪染め・アシンメトリー・剃りこみ・髪を立てる・部分的なカット等）や指摘を受けるような髪型をしない。
- (3) 整髪料の使用はしない。
- (4) 眉毛は剃ったり，抜いたりして意図的に細くしない。

第4条 化粧・装飾・装身具・不要物について

- (1) 口紅（事前に許可をもらったリップクリーム等は除く）、マスカラ等の化粧類をしない。
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾をしない。
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサंगा等の装身具はしない。
- (4) まつ毛の加工をしない。
- (5) 携帯電話や情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、雑誌、化粧品、装飾品、飲食物、納入金以外の金銭、カッターナイフ等の危険物、その他学校での学習活動に必要なでないものは持参しない。
- (6) 不要物を持ってきた場合は、生徒本人に指導後、学校で預かり保護者に連絡して保護者に返す。また、特別な指導を行う場合がある。

第5条 服装等、身なりについて

(1) 学生服

男女とも学生服は、天城中学校が指定しているものを着用する。

【男子生徒】

夏型：白の半袖開襟シャツ・ズボン・ベルトを着用する。

冬型：学校指定の制服・白の半袖開襟シャツ・ベルトを着用する。

【女子生徒】

夏型：白の半袖セーラー服・スカーフを着用する。

冬型：学校指定の制服・スカーフを着用する。

- ① 夏服、冬服への更衣の時期は、その日の天候や体調に合わせて、各自で判断する。
- ② 女子のスカート丈は膝が隠れる程度の長さとする。わざと短くしない。
- ③ シャツ出しをしない。
- ④ 白の半袖開襟シャツの下には、必ず衛生面等を含めて肌着（Tシャツ）を着用する。色は華美でないものとする。体操服は不可。
- ⑤ ズボンは腰パンにしない。
- ⑥ 授業中は原則として、制服を着用する。体育の授業や作業等を要する場合は除く。
- (2) 靴下
 - ① 白・黒の単色でワンポイント（両側可）とする。
 - ② くるぶしが完全にかくれるものを使用し、ルーズソックス、スニーカーソックスは認めない。
- (3) ネーム
 - ① ネームの定位置は制服左胸部のポケット部分とする。
- (4) ベルト・ボタン
 - ① ベルトの色は黒色とし、柄物は使用しない。
 - ② 学生服のボタン、裏ボタン、袖ボタン等は指定された正規のものを使用する。
- (5) 通学靴
 - ① 白一色の運動靴を使用する。中敷きも華美でないものとする。
 - ② 体育の授業で使用できるものとする。
 - ③ 靴の外側内側ともに色のついたラインやデザインがあるもの、運動に相応しくないものは認めない。
 - ④ 靴のかかとは踏みつぶさない。
- (6) 上履き・体育館シューズ
 - ① 学校指定のものを使用する。
 - ② 上履きの色は黄、緑、青とし、学年で統一する。
 - ③ 体育館シューズは体育館のみで使用する。部活動で使用するものは、目的以外には使用しない。
 - ④ 体育館シューズのかかとは踏みつぶさない。

- (7) 手袋・マフラー・タイツ・ネックウォーマー・使い捨てカイロ等

- ① 年間を通して手袋・マフラーは着用しない。
- ② その日の天候や体調に合わせて、タイツを着用してよい。
- ③ その日の天候や体調に合わせて、登下校に限ってネックウォーマーを着用してよい。ネックウォーマーは生徒玄関ではずし、校舎内では着用しない。
- ④ その日の天候や体調に合わせて、防寒具として、学校ジャージを使用してよい。
- ⑤ 冬季の使い捨てカイロ等の使用については、各自が責任をもって持参、使用してもよい。ただし、校内では使い捨てカイロ等は表に出さず、その処分は各自家に持ち帰って行う。
- (8) 体育服等
 - ① 男女とも学校指定のものを着用する。※ 半袖シャツ、長袖シャツ、黒色のハーフパンツ
 - ② 半袖シャツは、必ず裾をハーフパンツの中に入れる。ハーフパンツは、腰パンにしない。
 - ③ ジャージ着用については、授業で指示があった場合のみ着用する。
- (9) 通学用カバン
 - ① 通学用カバンは、学校指定のもの（天城中の校章入りの「ツーウェイ式バッグ」）を使用する。
 - ② 通学時には肩ベルトを両肩にかける。
 - ③ 通学用カバンの装飾は、お守り程度とする。
- (10) その他
 - ① 校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。休日及び平日、下校したあとに忘れ物を取りに来る場合も学校が定める制服または指定した服を着用する。
 - ② 部活動の練習における登下校の服装は、部で定めた服装または体育服、学校ジャージでもよい。

第6条 学校生活について

- (1) 学校生活全般
 - ① あいさつは「立ち止まってあいさつ」「大きな声であいさつ」をする。
 - ② 集金などの金品は、登校後すぐに担任に預ける。
 - ③ 所持品や現金を紛失したときは、すぐに担任に連絡する。
- (2) 全校朝会
 - ① 全校朝会は企画書・指示に従って集合する。
 - ② 集合時は無言で整列し、司会者の指示に従う。
- (3) 授業
 - ① 教科書・ノート等には必ず記名する。
 - ② 各教科の教科連絡係の生徒は、教科担任と連絡を取り用具などの準備をする。
 - ③ 学習用具の生徒同士の貸し借りはしない。忘れ物等があった場合は、授業の担当の先生に連絡する。
 - ④ 休み時間に学習用具を机の上に準備し、チャイム前に余裕をもって着席し、学習部長の号令で「黙想」をし、静かに先生を待つ。
 - ⑤ 授業の始めに、学習部長の号令で、「起立」「姿勢」「礼」「お願いします」とあいさつを交わす。授業の終わりは「起立」「姿勢」「礼」「ありがとうございました」とあいさつを交わす。
 - ⑥ 「授業の受け方三か条」を守り、私語・居眠りなどをしないで授業に集中する。
 - ⑦ 移動教室の場合も、チャイム前に余裕をもって着席できるように移動を素早くする。
 - ⑧ 自習時間は、自学学習の時間とし、与えられた課題に取り組んだり、自分で計画を立てたりして静かに勉強をする。
- (4) 休み時間
 - ① 校内放送は静かに聞く。
 - ② 休み時間は、用便・教室移動や次の授業の学習準備の時間で遊ぶ時間ではない。ボール遊び等は昼休みのみとする。
 - ③ 通院等で外出が必要な場合は、担任または学年の先生の許可を得て外出する。
 - ④ 休み時間に他学年の教室には無断で出入りをしない。何か用がある場合（放課後の勉強等）は担任に届け出て許可をもらう。
※ 学習をする場合は、校長室前か図書室で行うこと。教室では行わない。
 - ⑤ 校舎内に取り付けられている下記の器具に無断で触らない。
※ 電気器具（エアコン）・防火器具（消火器等）・火災報知器・避難器具・ガス栓等
- (5) 給食時間

- ① 当番は、給食着に着替え時間内で搬入・配膳を行い、後始末まできちんとする。給食着を着ていない者は、搬入できない。
- ② 当番はその週で同じ生徒が3回マスクを忘れたら、次の週も当番を行う。
- ③ 当番以外の生徒は手洗いをすませ、席に着く。
- ④ 全員そろったら、係の合図で「いただきます」をする。
- ⑤ 食事のマナーを守り、楽しく給食をし、なるべく残食しない。
- ⑥ 終わりのチャイムの後、係の合図で「ごちそうさま」をし、歯磨きをしてから昼休みに入る。
※ チャイムの前に勝手に遊びに出ない。
※ 給食当番は片付けをしてから歯磨きをする。
- (6) 清掃時間
 - ① 時間内は精一杯作業をする。
 - ② 予鈴の放送で直ちに遊びをやめ、作業区域に行く。
 - ③ 作業終了後は、後始末をきちんとし5校時の授業の準備をする。
- (7) 放課後
 - ① 家庭学習に必要な用具は持ち帰る。
 - ② 部活動や先生の指示・係の仕事のある生徒以外は、帰りの会終了後、速やかに下校する。
 - ③ 日直は教室の戸締まり・黒板消し・机、イスの整頓・消灯等をすませ、学級日誌を担当に提出してから帰る。
- (8) その他
 - ① 学校内の施設設備を破損した場合や発見した場合は、職員室に速やかに届け出る。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

第7条 校外での生活について

- (1) 「明るく元気なあいさつ」をこころがける。
- (2) 夜間外出・深夜徘徊は絶対しない。季節により時間は異なるが、日没までには帰宅する。
- (3) 外泊は絶対にしない。
- (4) 反社会的行為はしない。(いじめ・窃盗・万引き・恐喝・かけごと・無免許運転等)
- (5) 非社会的行為は絶対にしない。(飲酒・喫煙・シンナー・薬物乱用等)
- (6) 家事手伝いや地域の行事・ボランティア活動(思いやりの日クリーン作戦)等は進んで参加する。
- (7) 宅習計画を立て、計画的に継続して家庭学習に取り組む。
- (8) 携帯電話・スマートホン等のインターネット機器については、家庭内でルールを決めて利用する。(時間、使用するアプリの制限等)
- (9) 遊技場等の出入りについて

場 所		生徒同士	保護者同伴
カラオケボックス		×	○
ゲームセンター		×	×
ゲームコーナー		×	○
プリクラコーナー		×	○
興業物・飲食店		×	○
闘 牛	見 学	×	○
	勢 子	×	×
	トレーニング	×	○

※ カラオケボックスは保護者同伴であっても午後10時以降は出入りできません。

- (10) 交通規則を守り、事故から身を守る。自転車の無謀運転、自転車の2人乗り、バイク・自動車の無免許運転は絶対にしないこと。
- (11) 自転車に乗る時は、必ずヘルメットを着用すること。
- (12) ハブが出そうな場所や危険箇所、洞窟等には絶対近づかないようにする。
- (13) 外出時は生徒証明書を携帯すること。

第4章 特別な指導に関すること

第8条 問題行動を起こした生徒で教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。ただし、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。問題行動とは次の(1)と(2)及びそれに準じる行為とする。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- (2) この「生徒指導規定」及び学校生活に関する決まり事などに従わない行為
- (3) 本校が定める指導段階は第9条のとおりとする。

第9条 第8条の補足（生徒への段階的指導）

指導段階	指導対象	指導対象の主な事象	指導内容と方法
1	ルール・マナー違反 (すぐに直せる段階)	☐ 不要物所持※ ☐ シューズのかかと踏み ☐ 授業妨害 (エスケープも含む) ☐ 頭髮違反 ☐ シャツ出し ☐ スカート丈 ☐ 落書き等 ☐ タオル	① 1回目→現場注意 ② 2回目→個別指導 ③ 3回目→保護者連絡及び反省活動 ※反省活動は放課後の30分間程度とする。内容については各学年対応とする ※不要物所持については、個別指導後預かり、担任(学年部)から保護者へ連絡する。物は保護者に直接返すものとする
2	ルール・マナー違反 (多少指導時間を要する段階) ※特別な指導実施	☐ 頭髮違反 (色染め等) ☐ 眉ぞり・ピアス ☐ その場で直せない制服違反 (スカート丈など)	①別室指導(改善指導) ②密な保護者連携 (家庭訪問など) ③改善の確認 ※原則、複数の教員で指導
3	犯罪行為 →内容や程度によっては4の段階へ移行させる場合もありえる	☐ 万引き ☐ 金品強要 ☐ 壁などへの落書き ☐ 故意のガラス破損 ☐ 故意の器物破損 ☐ 生徒間の暴力行為 ☐ いじめ ☐ 教師への暴力、暴言	※現場注意・指導 ・保護者来校での指導 ・別室指導 ・警察との連携 ※反省指導は原則として、期間を1～5日間とするが、延長もありえる
	法規・法令違反 →指導に従わない場合は指導段階4に移行	☐ 喫煙、飲酒 ☐ 深夜徘徊 ☐ 賭博、賭け事	※現場注意・指導 ・保護者来校での指導 ・別室指導 ・警察との連携 ※反省指導は原則として、期間を1～5日間とするが、延長もありえる
4	生命危機	☐ 危険物所持 (ナイフなど) ☐ 対教師暴力	※警察通報・連携 ※現場注意・指導 ・保護者来校での指導 ・別室指導 ※状況によって自宅待機。

<注1> 指導段階2からは、別室(相談室等)で特別な指導を行う。本人が改善に向けて指導に従い、落ち着いて教室に入れる状態にあることと、教室内の安心・安全が保たれる状態にあることを確認できるまでは、別室指導を行う。

<注2> 本指導内容・方法を基本とするが、本人の変容が第一義であるため、生徒指導部および学年で十分協議をした上で、指導内容・方法を変更することも可能である。

<注3> ネットトラブルについては、原則として保護者の責任のもとで対応させる。状況により、学校が対応の窓口となる場合もある。

第10条 問題行動を起こした生徒に対し、生徒会からの注意を行う。その際、「校則検討委員会」を設

置し、注意する内容等を議論した上で実行させる。

(1) 構成

【生徒会】生徒会長・生徒会副会長 2 人・生徒会書記・各専門部部長 4 人

【教 員】生徒指導主任・各学年生徒指導部

計 11 人

(2) 活動内容

ア 「生徒指導規定」及び学校生活に関する決まり事などに従わない行為が発生した場合(第 9 条 指導段階 1 の範囲)、委員会を開き、議論する。

イ 委員会の中で問題点、注意内容(いつ、どこで、だれが、なにを、どのように)を確認する。

ウ 対象となる生徒への注意を行う。

(校則検討委員会記録用紙)

校則検討委員会 No.()		
日 時	年 月 日	
問題のある 行動		
生徒氏名	年 組 氏 名	
場 所	(わかる範囲で記入)	
内 容	(いつ・どこで・だれが・だれと・何を・どのようにしたか 簡潔にまとめる)	
理 由		
生徒会から の注意	日 時	年 月 日 ()
	場 所	
	担当者	
	内 容	